

## 議案第 1 1 号

北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例  
の一部改正について

北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を  
次のように改正する。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一  
部を改正する条例

北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2  
7 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「事務は、」の次に「別表第 1 の左欄に掲げる執行機  
関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる執行機関が  
行う同表の中欄に掲げる事務及び」を加え、同条第 2 項中「前項に規定  
する」を「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる」に改め、同項を同条第 3 項と  
し、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 別表第 2 の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処  
理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であっ  
て当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法  
の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番  
号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる  
場合は、この限りでない。

第4条に次の1項を加える。

- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

第5条第1項の表教育委員会の項中「情報」の次に「（以下「地方税関係情報」という。）」を加える。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第4条関係）

執行機関	事務
1 市長	北本市子ども医療費の支給に関する条例（昭和48年条例第29号）による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（平成4年条例第28号）によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	北本市子ども医療費の支給に関する条例による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

		をいう。)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定め

		<p>るもの</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
--	--	--

附 則

この条例は、平成30年11月1日から施行する。